核燃料物質の KEK つくばへの持ち込み方法

■■■本件に関する問い合わせ先■■■

<mark>放射線受付</mark>(放射線受付棟,内線:3500,外線:029-864-5496, E-mail∶kek3500@ml.post.kek.jp)

営業時間:平日8:30~12:00及び13:00~18:30

■■■KEK への送付物の宛先(放射線受付宛)■■■

〒305-0801 茨城県つくば市大穂 1-1

高エネルギー加速器研究機構 放射線管理棟 放射線事務室 気付

放射線受付 行 (029-864-5496)

■■■手続きの流れ■■■

1. 核燃様式1号,核燃様式2号,実験計画書の作成

- ・「核燃料物質受入許可願(<mark>核燃様式1号</mark>)」,「核燃料物質受入表(<mark>核燃様式2号</mark>)」を作成する。 受け入れ先の所長の許可印を得ること。
- ・「実験計画書」(自由形式)を作成する。

<実験計画書記載内容>

核燃料物質の実験者、実験期間、試料状態、使用場所、使用方法の詳細、実験後の処置、払出の予定等

・外国から持ち込む場合は(購入を含む)半年毎の輸入割当の申請など複雑な手続きが必要です。 事前に必ず放射線管理室,安全係に相談すること。

2. 核燃様式1号, 核燃様式2号, 実験計画書の提出

・核燃様式 1 号,核燃様式 2 号,実験計画書を放射線受付に送付する。(放射線受付への宛先は上に記載あり)

3. 放射線管理室の承認及び機構長の許可(放射線受付が担当)

- ・国の許可条件に適合しているか確認し、KEKの計量管理責任者及び放射線取扱主任者が受け入れを承認する。
- ・KEK 機構長が受け入れを許可する。(一定の時間がかかるので十分の余裕を持って手続きすること)

4. 核燃料物質移動通知書の作成

- ・「核燃料物質移動通知書(払出元保管)」(払出事業所フォーマット)を作成する。
- ·「核燃料物質移動通知書(受入事業所保管)」(払出事業所フォーマット)を作成する。

<核燃料物質移動通知書に記載する KEK の情報>

事業所:高エネルギー加速器研究機構,MBA コード:JW-Y,所在地:茨城県つくば市大穂 1-1

責任者:松村 宏,受取者:松村 宏

5. 核燃料物質の払出事業所から KEK つくばへの送付

・KEK 機構長の許可が得られたと<mark>放射線受付から連絡があった後に</mark>,払出事業所から KEK つくばへ<mark>核燃料物質</mark>を, 核燃料物質移動通知書(払出元保管),核燃料物質移動通知書(受入事業所保管)とともに 放射線受付に送付する。(放射線受付への宛先は上に記載あり)

<注意事項>

- ・宛先は必ず放射線受付にすること。放射光事務室等は不可なので注意。
- ・受け渡しは**軒先渡し**とする(輸送は持ち込み者の責任で行うこと)
- ・放射線受付からの**受入許可の連絡があってから発送**すること
- ・連絡先は実験責任者(または受入許可願いの申請者)とする

6. 核燃料物質の受け取り(放射線受付が担当)

・受け取ったら核燃料物質の管理台帳へ追加する。

7. 核燃料物質の実験者への引き渡し

・放射線受付から実験者へ連絡を取って核燃料物質を引き渡す。

8. 核燃様式1号,核燃様式2号,核燃料物質移動通知書(払出事業所保管)の受け渡し

・核燃様式1号,核燃様式2号,核燃料物質移動通知書(払出事業所保管)を,実験者のKEK滞在期間内に, 放射線受付から実験責任者に渡す。

9. 核燃料物質の受入完了